

神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業実施要綱

令和3年4月1日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供することで、障害者の社会参加を促進することを目的として実施する神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「支援員」とは、第15条1項に規定する要件に該当する者とする。

2 この要綱において「支援給付費」とは、第7条に規定するサービス提供費から第16条に規定する費用負担額を控除した費用をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、神戸市内に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「総合支援法」という)に基づく重度訪問介護の対象者で、重度訪問介護を利用している者もしくはそれに準ずる者
- (2)入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3)学修の意欲があり、病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除き、適切に単位を修得する者

(大学等の要件)

第4条 本事業の対象となる「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学等(大学(大学院及び短期大学も含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校)とし、以下の要件を満たすこととする。

- (1)障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2)大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(事業内容)

第5条 本事業は、第3条の要件に該当する者に対して、事業者から派遣される支援員によって提供される、大学等への通学や学校内の活動(排泄や食事等)における支援に要する費用(以下「サービス提供費」という。)について、毎年度、予算の範囲内で支援給付費を当該障害者に支給することにより実施することとする。

(派遣時間)

第6条 支援員の派遣の時間は、30分を単位とする。

2 派遣する時間は、自宅から大学等までの通学時間及び大学等の授業日程等から、必要な時間を月単位で決定する。

(事業に要する費用)

第7条 サービス提供費は、派遣時間が年間500時間を超える者については、別表第一に定めるとおりとする。

2 派遣時間が年間500時間以内の者については、サービス提供費は別表第二に定めるとおりとする。ただし、この場合のサービスの提供費の上限は年間113万5千円とする。

3 年間の派遣時間が500時間以内と計画していた支給決定障害者が、年度途中で500時間を超えた場合は、支給開始日に遡って、別表第一のサービス提供費の額を適用する。

(支給の申請)

第8条 この要綱の規定により支援給付費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、福祉事務所に申請しなければならない。

(1) 神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業利用計画書（様式第2号）

(2) 大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類

(3) 神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業承諾書（様式第3号）

(4) 大学等が作成した障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の運営規定並びに大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類

(支給決定)

第9条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請者が修学する大学等について、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 第4条各号に規定する要件を満たしていること。

(2) 次項に規定する支給決定障害者が前年度に引き続き本事業を利用する場合にあっては、過去1年間における支援体制の構築の進捗状況等

2 福祉事務所長は、申請の内容を審査し、支給が適当であると認める場合は、神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費支給決定（変更）通知書（様式第4号）により、支給決定を受けた申請者（以下「支給決定障害者」）に対し、その旨を通知するものとする。

3 福祉事務所長は、支給が不相当であると認められる場合は、神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費支援却下決定通知書（様式第5号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

4 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から直近の3月末日または当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる期

間のうちいずれか早い期間とする。ただし、当該支給決定期間の終了をもっても大学等における必要な支援体制の構築が十分でないとして福祉事務所長が認めた場合は、更新することができるものとする。

5 前条及び本条第1項から第3項までの規定は、前項のただし書の規定による更新の申請及び当該申請に係る支給決定について準用する。

(支給決定の変更)

第10条 支給決定障害者は、住所その他の登録した事項の変更を希望するとき又は変更があったときは、神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費支給決定事項変更申請（届出）書（様式第6号）により、福祉事務所長に申請し、又は届出なければならない。

2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている支給量等の支給決定に係る事項の変更にあつては申請とし、居住地等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。

3 第8条及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項の規定による申請に添えるべき書類及び当該申請に係る支給決定について準用する。

(支給決定の取消し)

第11条 福祉事務所長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。この場合において、利用者が第4号に該当するときは、給付費の返還を命ずるものとする。

- (1) 死亡又は転居により本市の障害福祉サービスの支給対象外となる時
- (2) 大学等を卒業又は退学したとき
- (3) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (4) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき
- (5) その他福祉事務所長が不相当と認めたとき

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費支給取消通知届（様式第7号）により当該取消しに係る支給決定障害者に対してその旨を通知するものとする。

(利用終了の届出)

第12条 支給決定障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費支給終了届（様式第8号）を、福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 転居により本市の障害福祉サービスの支給対象外となる時。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 大学等を卒業又は退学したとき。
- (4) 大学等を休学したとき。
- (5) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (6) 本事業の利用を辞退するとき。

(派遣契約)

第 13 条 支給決定障害者は、事業所に支援員の派遣を依頼するときは、様式第 4 号を当該事業所に提示し、当該事業者と支援員の派遣について契約を締結しなければならない。

(事業者)

第 14 条 本事業は、総合支援法上の居宅介護又は重度訪問介護の事業者として兵庫県知事又は神戸市長等より指定を受けている事業者であって、第 9 条第 2 項の規定により支給決定障害者に通知された者が行うものとする。

2 事業所は、大学等及び福祉事務所等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 事業者は、支給決定障害者に対して支援員を派遣したときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。

4 事業者は、支援員が派遣に従事する時間について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

(支援員)

第 15 条 支援員は、事業者には雇用されている者のうち居宅介護又は重度訪問介護に従事している者であって、当該支給決定障害者の命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2 支援員は、派遣に従事する際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障害者又は大学等から提示を求められたときは、これを掲示しなければならない。

3 支援員は、定められた活動時間中は、その業務に専念しなければならない。

4 支援員は、活動時間中に物品のあっせん、販売その他この事業に支障を来す行為をしてはならない。

(利用者負担)

第 16 条 本事業の利用者負担額は、第 7 条に定めるサービス提供費の額の 1 割とする。ただし、利用者負担上限月額として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条に規定する額を準用する。

(利用者負担額の受領)

第 17 条 事業者は、支給決定障害者に対して支援員の派遣を行ったときは、当該支給決定障害者から前条の規定により算定した費用負担額の支払を受けるものとする。

(領収証の交付)

第 18 条 事業者は、前項の規定により支給決定障害者から支援給付費又は費用負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、領収証を発行しなければならない。

(支払請求)

第 19 条 事業者は、支給決定障害者に対してサービス提供を行ったときは、神戸市重度訪問介護利用者

等大学等修学支援給付費請求書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、サービス提供月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

（1）神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費明細書（様式第10号）

（2）神戸市重度訪問介護利用者等大学等修学支援サービス提供実績記録票（様式第11号）

2 福祉事務所長は、事業者から前項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で、適当と認められるときは、請求月の翌月末に支払うものとする。

（代理受領）

第20条 支給決定障害者が事業者からサービス提供を受けた場合、事業者は、委任状（様式第12号）に基づき支給決定障害者に代わって給付費の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項による支払いを受けたときは、当該支給決定障害者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

（不正利得）

第21条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、当該支援給付費の支給に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により支援給付費の支払を受けたときは、当該事業者に対して、その支払った額につき返還させることができる。

（秘密の保持）

第22条 事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給決定障害者及び当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定障害者及び当該支給家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（調査及び指導監督）

第23条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者又は当該支給決定障害者の配偶者若しくは配偶者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認められるときは、事業者又はその従事者若しくは従事者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該職員に關係者に対して質問させ、又は本事業を行う事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指揮監督に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 前各項規定に基づく調査及び指揮監督を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携行し、關係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行するものとする。

別表第一 (第 7 条関係)

所要時間	サービス提供費
30 分以上 1 時間未満	1,135 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,270 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,405 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,540 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,675 円
以後 30 分ごとに加算	1,135 円

別表第二 (第 7 条関係)

所要時間	サービス提供費
30 分以上 1 時間未満	1,960 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	3,920 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,880 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,840 円
以後 30 分ごとに加算	1,960 円